

## 招請講演

### 「医療関連死の死因究明制度における病理医の役割〜これまでの病理解剖とどこが違うか」

藤田 眞幸 先生（慶應義塾大学医学部・法医学教室）

従来、病院内で行われてきた病理解剖は、臨床医が行ってきた医療を医学的に検証するものであった。病理医は臨床医から提供された臨床情報が正しいという前提で、臨床的にはわからなかった点を解明するというスタンスで解剖を行ってきた。また、病理解剖に基づいて病理医が出した報告書は、院内のカンファレンスにおいて「医学的論争の解明」のために、もっぱら医学的な批判にさらされてきた。

一方、通常 of 法医解剖は、当事者や関係者による状況の説明は多かれ少なかれ間違いを含んでいることを前提に進められている。法医鑑定人は、解剖によって医学的な証拠を収集して、まずは提供された情報の真偽を検証すると同時に、さらなる真実の解明を目指すというスタンスで解剖を行っている。また、法医鑑定人が出した鑑定書は、法廷において「社会的紛争の解決」のために、医学のみならず社会的、さらには戦略的な批判にさらされる。

従来の病理解剖では、その主題は「医師の診断や治療戦略が正しかったか、また、どれくらい効果があったか」という点であったのに対し、近年、注目されている医療関連死の解剖では、「本当に治療行為が正しく行われたか」という点が問題となる場合が少なくない。しかしながら、「診療録に記載されている通りの薬剤が本当に投与されていたのか」とか、「手術記録の通りに手術がなされていたのか」といった点は、今までの病理解剖では臨床医から問題とされない限りは、病理医は積極的には検討してこなかった部分である。

病院内で臨床医との連携を保って病気の診断に取り組んでいる病理医は、病態の解明という面では優れている。しかしながら、事故の原因や過失の可能性を論じるという面では、日頃から、まさかと思うような原因で生じた事故や事件の状況の解明や証拠の確保に詳しい法医の方が優れており、このような点をお互いに補いあいながら連携することが要求される。

医療関連死の解剖の究極的な目的は再発防止にあるが、現実的には、担当した医師がおり、死亡した患者の遺族がいるわけで、一つの診断が、違った思いをもつ双方の関係者にそう簡単に受け入れられるわけではない。診断が関係者の将来を大きく作用する中で、医学的のみならず社会的に反論が生じ得るような点については、念入りの科学的裏付けを行うことによって、診断の客観性を高めておく必要がある。また、紛争の場では、決定的な意見が、誰の見解であるかも重要となってくる。その意味では、少なくとも、解剖医が医療関連死の発生した病院の関係者であることは避けなければならない。実際、医学に詳しくない患者側にとって、関心があるのは、どのような人達によって、どのような結論が出されたかであって、医学的な思考過程ではない。医療関連死の発生した病院でのカンファレンスでは状況がよく把握できているため、医学的には正しい議論が期待できるかもしれないが、社会的客観性においては劣っている面がある。

これまで、ひたすら医学的な面から診断や治療戦略の向上に取り組んできた臨床医や病理医にとって、このような考え方は、なじみにくいかもしれないが、事故の原因究明や遺族などの関係者が、納得していくためには重要である。

今回は、医療関連死の解剖の特殊性と、そこで求められる法医学的視点について考えてみたい。